

# 産科医療補償制度 登録証

妊産婦用

## 【産科医療補償制度について】

赤ちゃんが健康で、元気に生まれてくることを願って、医師や助産師も全力で皆様をサポートして参りたいと考えています。しかしながら、お産の現場では予期せぬことが起こってしまう場合もございます。そこで、分娩に関連して発症した脳性麻痺の赤ちゃんやそのご家族を、出産後も引き続きサポートさせていただくことを目的として、この「産科医療補償制度」が創設されました。

## 【産科医療補償制度の登録について】

「産科医療補償制度」に加入する分娩機関（病院、診療所および助産所）で生まれた赤ちゃんが補償制度の対象となります。当院の管理下においてお産した場合、産科医療補償制度の対象となりますことを証明いたします。

補償対象となる分娩	西暦2009年1月1日以降の分娩
-----------	------------------

妊産婦管理番号	9999999999
登録済み妊産婦管理番号	

## 【妊産婦記入欄】

記入日 (登録証交付日)	西暦 20 年 月 日		
お名前	フリガナ		
	姓	名	
生年月日	西暦 19 年 月 日生	電話番号	携帯電話を優先してご記入ください。
分娩予定年月日	西暦 20 年 月 日	分娩予定胎児数	人

妊産婦情報が既に登録されている場合は、登録済みの妊産婦管理番号をご記入ください。なお、登録に際しては、「登録済み妊産婦管理番号」が優先されます。

※「産科医療補償制度」の詳細につきましては、リーフレットまたは裏面の補償約款をご確認ください。  
産科医療補償制度についてのお問い合わせ 電話03-5800-2231<受付時間:午前9時~午後5時(土日祝除く)>

法人名・分娩機関名

分娩機関管理番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 本登録証は母子健康手帳に挟み込むなど、分娩後5年間は大切に保存してください。
- 本登録証による「産科医療補償制度」の補償対象は、当院の管理下における分娩となります。
- 当院以外の分娩機関へ転院した場合は、転院先の分娩機関に必ず本登録証をご提示ください。

【メモ】